

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第一条関係）	1
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第二条関係）	20
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第七条関係）	96
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第八条関係）	98
○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（附則第九条関係）	101

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 差止請求</p> <p>第一節 差止請求権等（第十二条―第十二条の五）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業者及び消費者の努力）</p> <p>第三条 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、事業者が知ることができた個々の消費者の年齢、心身の状態、知識及び経験を総合的に考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 差止請求</p> <p>第一節 差止請求権（第十二条・第十二条の二）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業者及び消費者の努力）</p> <p>第三条 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。</p>

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第

一項に規定する定型取引合意に該当する消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者が同項に規定する定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じているときを除き、消費者が同法第五百四十八条の三第一項に規定する請求を行うために必要な情報を提供すること。

四 消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた当該消費者が有する解除権の行使に関して必要な情報を提供すること。

2 (略)

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 (略)

2 (略)

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一・二 (略)

三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をする

(新設)

(新設)

2 (略)

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 (略)

2 (略)

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一・二 (略)

(新設)

こと。

四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。

五〇八 (略)

九 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し、又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にすること。

十 (略)

4〇6 (略)

(解釈規定)

第六条 第四条第一項から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

(新設)

三〇六 (略)

七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

八 (略)

4〇6 (略)

(解釈規定)

第六条 第四条第一項から第四項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法明治二十九年法律第八十九号第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

第八条 (略)

2 前項第一号又は第二号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないとき。）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

3 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用者の者の故意又は重大な過失によるものを除く。）又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であつて、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とする。

第八条 (略)

2 前項第一号又は第二号に掲げる条項のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないとき。）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与するものについては、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

(新設)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等)

第九条 (略)

2 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠(第十二条の四において「算定根拠」という。)の概要を説明するよう努めなければならない。

第三章 (略)

第一節 差止請求権等

(差止請求権)

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下この項及び第四十三条第二項第一号において「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第四項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しく

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 (略)

(新設)

第三章 (略)

第一節 差止請求権

(差止請求権)

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人(以下「事業者等」と総称する。)が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第四項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。)を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求するこ

は予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 (略)

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第一号又は第十二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項の場合に該当するものを除く。次項及び第十二条の三第一項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 (略)

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十条第一項、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の十八から第五十八

とができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 (略)

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第一号又は第十二号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 (略)

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十条第一項、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の十八から第五十八

条の二十四まで又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十一條の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 （略）

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、第十三條第一項の認定が第三十四條第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同條第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イハ （略）

2 （略）

（消費者契約の条項の開示要請）

第十二條の三 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八條から第十條までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、内閣府令で定めると

条の二十四まで又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十一條の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 （略）

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次條第一項の認定が第三十四條第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同條第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イハ （略）

2 （略）

（新設）

ころにより、その事業者又はその代理人に対し、その理由を示して、当該条項を開示するよう要請することができる。ただし、当該事業者又はその代理人が、当該条項を含む消費者契約の条項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでない。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

(損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等)

第十二条の四 適格消費者団体は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が第九条第一項第一号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる。

2 事業者は、前項の算定根拠に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

(差止請求に係る講じた措置の開示要請)

第十二条の五 第十二条第三項又は第四項の規定による請求により

(新設)

(新設)

事業者又はその代理人がこれらの規定に規定する行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる義務を負うときは、当該請求をした適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その事業者又はその代理人に対し、これらの者が当該義務を履行するために講じた措置の内容を開示するよう要請することができる。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

第二節 適格消費者団体

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一七七 (略)

第二節 適格消費者団体

(適格消費者団体の認定)

第十三条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一七七 (略)

4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
 - 二 第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第九十二条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第六号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
- 四・五 (略)
- 六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

4 (略)

5 次のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
 - 二 第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があつた旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から三年を経過しない法人
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号及び第六号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人
- 四・五 (略)
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第九十二条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ (略)

(認定の申請)

第十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類(第三十一条第一項において「財産目録等」という。)その他の経理的基礎を有することを証する書類

イ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利

活動法人 同法第二十七条第三号に規定する活動計算書

ロ 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百二十

イ (略)

ロ 適格消費者団体が第三十四条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、又は第三十四条第三項の規定により同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前六月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から三年を経過しないもの

ハ (略)

(認定の申請)

第十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

(新設)

(新設)

三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条に規定する公益認定を受けている場合にあつては、内閣府令で定める書類）

九〇十一（略）

（変更の届出）

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第十九条（略）

2（略）

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併（適格消費者団体である法人が存続するものを除く。以下この条及び第二十二條第二号において同じ。）をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した

九〇十一（略）

（変更の届出）

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号（第二号及び第十一号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（合併の届出及び認可等）

第十九条（略）

2（略）

3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5～8 (略)

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5～8 (略)

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5～8 (略)

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5～8 (略)

(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録等及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第五号及び第五十三条第六号において「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

（削る）

2| 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一〜七 （略）

（削る）

3| 4| （略）

5| 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第二項第三号から第六号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（認定の取消し等）

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2| 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3| 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一〜七 （略）

八| 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4| 5| （略）

6| 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（認定の取消し等）

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一〇七 (略)

2 (略)

3 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)若しくは消費者裁判手続特例法第九十二条第二項各号に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する第一項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4・5 (略)

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは消費者裁判

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一〇七 (略)

2 (略)

3 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であつて、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。)若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する第一項第四号に掲げる事由があつたと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該他の適格消費者団体であつた法人について、その旨の認定をすることができる。

4・5 (略)

(差止請求権の承継に係る指定等)

第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは消費者裁判

手続特例法第九十二条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。）に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第九十二条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 (略)

5 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

6 (略)

第五十条 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたときは、当該違反行為をした者は、百

手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第一項、第六項又は第七項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第七項までにおいて「指定適格消費者団体」という。）に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第十三条第一項の認定が、第二十二條各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは消費者裁判手続特例法第八十六条第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 (略)

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

6 (略)

第五十条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項（第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。）の申請書又は第二十条第二項各号（第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

一 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けた者

二 第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十一条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項（第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。）の申請書又は第二十条第二項各号（第十七条第六項、第十九条第六項及び第二十条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十六条第三項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

三 第三十条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十九条、第五十条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

(削る)

七 第三十一条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者

八 第三十一条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第三項各号に掲げる請求を拒んだ者

九 第三十一条第五項の規定に違反して、書類を提出せず、又は

報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十三条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による調査において説明をせず、若しくは虚偽の説明をした者

八 第三十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者

九 第三十一条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第四項各号に掲げる請求を拒んだ者

十 第三十一条第六項の規定に違反して、書類を提出せず、又は

十 | 書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
(略)

十一 | 書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
(略)

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被害回復裁判手続</p> <p>第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第三条—第十二条）</p> <p>第二節 対象債権等の確定手続</p> <p>第一款 簡易確定手続</p> <p>第一目 通則（第十三条・第十四条）</p> <p>第二目 簡易確定手続の開始（第十五条—第二十五条）</p> <p>第三目 簡易確定手続申立団体による公告及び通知等（第二十六条—第三十二条）</p> <p>第四目 対象債権等の確定（第三十三条—第五十条）</p> <p>第五目 費用の負担（第五十一条・第五十二条）</p> <p>第六目 補則（第五十三条—第五十五条）</p> <p>第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第五十六</p>	<p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被害回復裁判手続</p> <p>第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第三条—第十一条）</p> <p>第二節 対象債権の確定手続</p> <p>第一款 簡易確定手続</p> <p>第一目 通則（第十二条・第十三条）</p> <p>第二目 簡易確定手続の開始（第十四条—第二十四条）</p> <p>第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等（第二十五条—第二十九条）</p> <p>第四目 対象債権の確定（第三十条—第四十七条）</p> <p>第五目 費用の負担（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第六目 補則（第五十条・第五十一条）</p> <p>第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第五十二</p>

条―第六十条

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え（第六十一条―第六十四条）

第四節 補則（第六十五条―第七十条）

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等（第七十一条―第八十条）

第二節 被害回復関係業務等（第八十一条―第九十条）

第三節 監督（第九十一条―第九十三条）

第四節 補則（第九十四条―第九十七条）

第四章 消費者団体訴訟等支援法人

第一節 消費者団体訴訟等支援法人の認定等（第九十八条―第一百六条）

第二節 支援業務等（第一百七条・第一百八条）

第三節 監督（第九九条―第一百十三条）

第五章 雑則（第一百四四条・第一百五条）

第六章 罰則（第一百六条―第二百二十二条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害等（財産的被害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害をいう。以下同じ。）について、消費者と事業者との間の

条―第五十五条

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え（第五十六条―第五十九条）

第四節 補則（第六十条―第六十四条）

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等（第六十五条―第七十四条）

第二節 被害回復関係業務等（第七十五条―第八十四条）

第三節 監督（第八十五条―第八十七条）

第四節 補則（第八十八条―第九十三条）

第四章 罰則（第九十四条―第一百条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることは

情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害等を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追求することができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害等について、事業者、事業者に代わって事業を監督する者(次条第一項第五号ロ及び第三項第三号ロにおいて「事業監督者」という。)又は事業者の被用者(以下「事業者等」と総称する。)が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

五 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に対する金銭の支払請求権であって、前号に規定する義務に係るものをいう。

困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追求することができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害等について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

五 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に対する金銭の支払請求権であって、前号に規定する義務に係るものをいう。

六 (略)

七 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する第三十三条第二項に規定する債権届出に基づき、相手方が認否をし、第四十六条第一項に規定する認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、同項に規定する認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権及び第十一条第二項に規定する和解金債権（以下「対象債権等」という。）の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。

八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権等の存否及び内容を確定する決定（以下「簡易確定決定」という。）に対して適法な異議の申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟をいう。

九 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。

イ (略)

ロ 特定適格消費者団体が対象債権等に関して取得した債務名義による民事執行の手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第九十条第一項及び第五十七号）第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第三号において「民事執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全

六 (略)

七 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。

八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権の存否及び内容を確定する決定（以下「簡易確定決定」という。）に対して適法な異議の申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟をいう。

九 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。

イ (略)

ロ 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第九十条第一項及び第五十七号）第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十一条第一項第三号において「民事執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続（民事保全法

法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八條第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十六条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

十 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第七十一条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（共通義務確認の訴え）

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて消費者契約に関する第一号から第四号までに掲げる請求及び第五号イからハまでに掲げる者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて消費者契約に関する同号に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一～三 （略）

四 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるもの）に限り、次号（イに係る部分に限る。）に掲げるものを除く。）

（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八條第一項の訴えに係る訴訟手続（第六十一条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。）を含む。）

十 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）として第六十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（共通義務確認の訴え）

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一～三 （略）

四 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるもの）に限る。）

五 事業者の被用者が消費者契約に関する業務の執行について第

三者に損害を加えたことを理由とする次のイからハまでに掲げる者に対する当該イからハまでに定める請求

イ 事業者（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠ったものに限る。第三項第三号において同じ。） 民法第七百十五条第一項の規定による損害賠償の請求

ロ 事業監督者（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠ったものに限る。第三項第三号ロにおいて同じ。） 民法第七百十五条第二項の規定による損害賠償の請求

ハ 被用者（第三者に損害を加えたことについて故意又は重大な過失があるものに限る。第三項第三号ハにおいて同じ。） 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る。）

2 次に掲げる損害については、前項第三号から第五号までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。

一～五 (略)

六 精神上の苦痛を受けたことによる損害（その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。）

(新設)

2 次に掲げる損害については、前項第三号及び第四号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。

一～五 (略)

六 精神上の苦痛を受けたことによる損害

イ 共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、前項各号に掲げる請求（同項第三号から第五号までに掲げる請求にあつては、精神上的苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」という。）と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

ロ 事業者の故意によつて生じたもの

3 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一・二 (略)

三 第一項第五号に掲げる請求 次に掲げる者

イ 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者であつて、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えた被用者を使用するもの

ロ イに掲げる事業者の事業監督者

ハ イに掲げる事業者の被用者であつて、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたもの

4 (略)

(管轄及び移送)

第六条 (略)

3 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一・二 (略)

(新設)

4 (略)

(管轄及び移送)

第六条 (略)

2 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

一 (略)

二 第三条第一項第四号及び第五号に掲げる請求 不法行為があつた地

3 3 6 (略)

(保全開示命令等)

第九条 共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体の申立てにより、決定で、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等に対して、第三十一条第一項の規定により事業者等が特定適格消費者団体に開示しなければならぬ同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法により開示することを命ずることができる。

一 第二条第四号に規定する義務が存すること。

二 当該文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があること。

2 前項の規定による命令（以下この条において「保全開示命令」という。）の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

3 裁判所は、保全開示命令の申立てについて決定をする場合には

2 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

一 (略)

二 第三条第一項第四号に掲げる請求 不法行為があつた地

3 3 6 (略)

(新設)

、事業者等を審尋しなければならない。

4 保全開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 保全開示命令は、執行力を有しない。

6 事業者等が正当な理由なく保全開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

7 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 民事訴訟法第百八十九条の規定は、第六項の規定による過料の裁判について準用する。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第十条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三十三条第二項第一号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する。

(削る)

(共通義務確認訴訟における和解)

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第九条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三十条第二項第一号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する。

(共通義務確認訴訟における和解)

第十条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否について、和解をすることができる。

第十一条 共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟に

(新設)

において、当該共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をするときは、当該義務に関し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 対象債権及び対象消費者の範囲

二 当該義務に係る事実上及び法律上の原因

2 共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟に係る対象債権に係る紛争の解決に関し、当該紛争に係る消費者の当該共通義務確認の訴えの被告とされた事業者等に対する対象債権以外の金銭の支払請求権（以下「和解金債権」という。）が存することを認める旨の和解をするときは、当該和解金債権に関し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該和解の目的となる権利又は法律関係の範囲

二 和解金債権の額又はその算定方法

三 和解金債権を有する消費者（第二十六条第一項第十号において「和解対象消費者」という。）の範囲

3 共通義務確認訴訟における和解において、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体が当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務について共通義務確認の訴えを提起しない旨の定めがされたときは、当該定めは、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体に対してもそ

の効力を有する。

第十二条 (略)

第二節 対象債権等の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一目 通則

(簡易確定手続の当事者等)

第十三条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾等(請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解をいう。以下この条において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体(第九十三条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。第十五条において同じ。)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾等によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者等(相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾等によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟に係

第十一条 (略)

第二節 対象債権の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一目 通則

(簡易確定手続の当事者等)

第十二条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この条において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体(第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者(相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟に係属していた地方裁判所)が行う

属していた地方裁判所)が行う。

第十四条 (略)

第二目 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十五条 共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

2 第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該義務に係る対象債権について、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。ただし、当該対象債権のうち、当該和解においてその額又は算定方法のいずれかが定められている部分(当該和解において簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められている部分を除く。)については、この限りでない。

3 和解金債権が存することを認める旨の和解によつて共通義務確認訴訟が終了した場合において、当該和解において当該和解金債権の全部又は一部について簡易確定手続開始の申立てをしなればならない旨が定められているときは、当該共通義務確認訴訟が

第十三条 (略)

第二目 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十四条 第十二条に規定する特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

(新設)

(新設)

終了した時に当事者であった特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該定めに係る和解金債権について簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

(簡易確定手続開始の申立期間)

第十六条 前条の場合において、簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した日(第九十三条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた日)から四月以内にしなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体の申立てにより、二月以内の期間を定めて、前項の期間(この項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長された期間。次項において同じ。)の伸長の決定をすることができる。ただし、当該期間は、通じて八月を超えることができない。

3 裁判所は、前項の規定により第一項の期間の伸長の決定をしたときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体及び第十三条に規定する事業者等に対し、その旨を通知しなければならない。

(簡易確定手続開始の申立期間)

第十五条 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了した日(第八十七条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた日)から一月の不変期間内にしなければならない。

2 前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体がその責めに帰することができない事由により前項の期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後二週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。

(新設)

第十七条 (略)

(費用の予納)

第十八条 簡易確定手続開始の申立てをするときは、申立てをする特定適格消費者団体は、第二十三条第一項の規定による公告及び同条第二項の規定による通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

第十九条 (略)

(簡易確定手続開始決定)

第二十条 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十八条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定（以下「簡易確定手続開始決定」という。）をする。

2 (略)

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十一条 簡易確定手続開始決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した決定書を作成してしなければならない。

- 一 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められたとき 当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

第十六条 (略)

(費用の予納)

第十七条 簡易確定手続開始の申立てをするときは、申立てをする特定適格消費者団体は、第二十二条第一項の規定による公告及び同条第二項の規定による通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

第十八条 (略)

(簡易確定手続開始決定)

第十九条 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十七条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定（以下「簡易確定手続開始決定」という。）をする。

2 (略)

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十条 簡易確定手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成してしなければならない。

(新設)

二 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をしたとき 当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十二條 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体(第九十三条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。)が第三十三条第二項に規定する債権届出をすべき期間(以下「届出期間」という。)及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方(以下この款において単に「相手方」という。)が認否をすべき期間(以下「認否期間」という。)を定めなければならない。

(簡易確定手続開始の公告等)

第二十三條 裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 (略)

二 第二十一条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項

三・四 (略)

2 (略)

(新設)

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十一條 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体(第八十七条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。)が第三十条第二項に規定する債権届出をすべき期間(以下「届出期間」という。)及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方(以下この款において単に「相手方」という。)が認否をすべき期間(以下「認否期間」という。)を定めなければならない。

(簡易確定手続開始の公告等)

第二十二條 裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 (略)

二 対象債権及び対象消費者の範囲

三・四 (略)

2 (略)

第二十四条・第二十五条（略）

第三目 簡易確定手続申立団体による公告及び通知等

（簡易確定手続申立団体による公告等）

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、次に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

一 被害回復裁判手続の概要

二 被害回復裁判手続の事案の内容

三 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がされた場合には、その内容）

四 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

五 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

第二十三条・第二十四条（略）

第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

（簡易確定手続申立団体による通知）

第二十五条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容

（新設）

二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）

三 対象債権及び対象消費者の範囲

（新設）

六 共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法

七 (略)

八 簡易確定手続申立団体の連絡先

九 (略)

十 対象消費者等（対象消費者及び和解対象消費者をいう。以下同じ。）が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする方法

十一 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする期間

十二 (略)

2 前項の規定による公告後、届出期間中に同項第七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

3 第一項の規定による公告後、届出期間中に同項第八号から第十二号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

(簡易確定手続申立団体による通知)

(新設)

四 (略)

(新設)

五 (略)

六 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第一項の授権をする方法及び期間

(新設)

七 (略)

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による通知をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による通知をすることを要しない。

(新設)

(簡易確定手続申立団体による公告等)

第二十七条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知れている対象消費者等（次条第一項の規定による通知（以下この目及び第九十八条第二項第二号において「相手方通知」という。）を受けたものを除く。）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 | 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知において次に掲げる事項を記載する場合には、前条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 | 前条第一項の規定により公告を行っている旨
- 二 | 当該公告の方法
- 三 | その他内閣府令で定める事項

（削る）

（削る）

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

2 | 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による公告をすることを要しない。

3 | 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

4 | 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第五号か

(相手方による通知)

第二十八条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求め(相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日までにされたものに限る。)があるときは、届出期間の末日の二月以上前の日であつて内閣府令で定める日までに、当該求めに係る知れている対象消費者等に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 被害回復裁判手続の事案の内容

二 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

三 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一条第二項第一号及び第三号に掲げる事項

四 簡易確定手続申立団体の名称、住所及び連絡先

五 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して第三十四条第一項の授権をする期間

六 簡易確定手続申立団体が第二十六条第一項の規定により公告を行っている旨

ら第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

(新設)

七 当該公告の方法

八 相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

九 その他内閣府令で定める事項

2 簡易確定手続申立団体は、相手方に対し、前項の求めをするときは、同項第四号に掲げる連絡先、同項第五号から第七号までに掲げる事項その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

3 相手方は、相手方通知をしたときは、当該相手方通知をした時から一週間以内に、第一項の求めをした簡易確定手続申立団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 相手方通知をした対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先
- 二 相手方通知をした日
- 三 その他内閣府令で定める事項

(相手方による公表)

第二十九条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、前条第一項各号に掲げる事項（同項第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表しなければならない。

2 前条第二項の規定は、簡易確定手続申立団体が相手方に対し前項の求めをするときについて準用する。この場合において、同条

(相手方による公表)

第二十七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、第二十二条第一項各号に掲げる事項（同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表しなければならない。

(新設)

第二項中「ならない」とあるのは、「ならない。この場合において、当該求めの後、届出期間中に前項第四号又は第五号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を相手方に通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(対象消費者等に関する情報に係る回答義務)

第三十条 相手方は、簡易確定手続申立団体から次に掲げる事項について照会があるときは、当該照会があった時から一週間以内に、当該簡易確定手続申立団体に対し、書面又は電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより回答しなければならない。

- 一 対象消費者等の数の見込み
- 二 知れている対象消費者等の数
- 三 相手方通知をする時期の見込み
- 四 その他内閣府令で定める事項

(情報開示義務)

第三十一条 相手方は、対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先（内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）が記載された文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。

(新設)

(情報開示義務)

第二十八条 相手方は、対象消費者の氏名及び住所又は連絡先（内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。）が記載された文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。

。を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときは、この限りでない。

2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付（電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供であつて内閣府令で定めるもの）により行う。この場合において、相手方は、個人（対象消費者等でないことが明らかである者を除く。）の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

3 (略)

(情報開示命令等)

第三十二条 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令（前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。）の申立てをすることができる。

2～9 (略)

以下この条及び次条において同じ。）を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときは、この限りでない。

2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付（電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供であつて内閣府令で定めるもの）により行う。この場合において、相手方は、個人（対象消費者等でないことが明らかである者を除く。）の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

3 (略)

(情報開示命令等)

第二十九条 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令（前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない文書について、同条第二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。）の申立てをすることができる。

2～9 (略)

第四目 対象債権等の確定

(債権届出)

第三十三条 簡易確定手続開始決定に係る対象債権等については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「債権届出」という。）は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「届出書」という。）を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出しなければならない。

一 対象債権等について債権届出をする簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者（対象債権等として裁判所に債権届出があつた債権（以下「届出債権」という。）の債権者である消費者をいう。以下同じ。）並びにこれらの法定代理人

二 請求の趣旨及び原因（請求の原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務又は和解金債権に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。）

三 (略)

3 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者等に対して対象債権に基づく訴えを提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

4 簡易確定手続申立団体は、対象消費者等が提起したその有する

第四目 対象債権の確定

(債権届出)

第三十条 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「債権届出」という。）は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「届出書」という。）を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出しなければならない。

一 対象債権について債権届出をする簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者（対象債権として裁判所に債権届出があつた債権（以下「届出債権」という。）の債権者である消費者をいう。以下同じ。）並びにこれらの法定代理人

二 請求の趣旨及び原因（請求の原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。）

三 (略)

3 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者等に対して対象債権に基づく訴えを提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

4 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が提起したその有する対

対象債権等に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権等については、債権届出をすることができない。

(簡易確定手続についての対象消費者等の授権)

第三十四条 簡易確定手続申立団体は、対象債権等について債権届出をし、及び当該対象債権等について簡易確定手続を進行するには、当該対象債権等に係る対象消費者等の授権がなければならぬ。

2 前項の対象消費者等は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、同項の授権をすることができる。

3 第一項の授権をした対象消費者等は、当該授権を取り消すことができる。

4 前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者等又は当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

5 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第七十一条第一項に規定する特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第九十二条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権は、その効力を失う。

6 (略)

7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体(以下「債権届出団体」

対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

(簡易確定手続についての対象消費者の授権)

第三十一条 簡易確定手続申立団体は、対象債権について債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を進行するには、当該対象債権に係る対象消費者の授権がなければならない。

2 前項の対象消費者は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、同項の授権をすることができる。

3 第一項の授権をした対象消費者は、当該授権を取り消すことができる。

4 前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者等又は当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

5 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権は、その効力を失う。

6 (略)

7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体(以下「債権届出団体」

という。)の第七十一条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第九十二条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第九十三条第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

8・9 (略)

第三十五条 (略)

(簡易確定手続授権契約の締結及び解除)

第三十六条 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約(対象消費者等が第三十四条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権等について債権届出をすること及び簡易確定手続を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

2 第三十四条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

(公平誠実義務等)

第三十七条 第三十四条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体

という。)の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第八十七条第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

8・9 (略)

第三十二条 (略)

(簡易確定手続授権契約の締結及び解除)

第三十三条 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約(対象消費者が第三十一条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

2 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

(公平誠実義務等)

第三十四条 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体

は、当該授權をした対象消費者等のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならぬ。

2 第三十四条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、当該授權をした対象消費者等に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（届出書の送達）

第三十八条 裁判所は、第三十三条第二項の規定による届出書の提出を受けたときは、次条第一項又は第六十九条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

第三十九条・第四十条 （略）

（債権届出があつたときの時効の完成猶予及び更新）

第四十一条 債権届出があつたときは、当該債権届出に係る対象債権の時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起し、又は民事訴訟法第四百三十三条第二項の書面を当該共通義務確認の訴えが係属していた裁判所に提出した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。

は、当該授權をした対象消費者のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の追行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の追行（当該授權に係る債権に係る裁判外の和解を含む。）並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならぬ。

2 第三十一条第一項の授權を得た簡易確定手続申立団体は、当該授權をした対象消費者等に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

（届出書の送達）

第三十五条 裁判所は、第三十条第二項の規定による届出書の提出を受けたときは、次条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

第三十六条・第三十七条 （略）

（時効の完成猶予及び更新）

第三十八条 債権届出があつたときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなす。

第四十二条〜第四十六条 (略)

(簡易確定決定)

第四十七条 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、第三十九条第一項又は第六十九条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。

2・3 (略)

4 届出債権の支払を命ずる簡易確定決定(第五十九条及び第八十条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。)については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

5 (略)

第四十八条 (略)

(異議の申立て等)

第四十九条 当事者は、簡易確定決定に対し、第四十七条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十七条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、

第三十九条〜第四十三条 (略)

(簡易確定決定)

第四十四条 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、第三十六条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。

2・3 (略)

4 届出債権の支払を命ずる簡易確定決定(第五十五条及び第八十条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。)については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。

5 (略)

第四十五条 (略)

(異議の申立て等)

第四十六条 当事者は、簡易確定決定に対し、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、

当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができ
る。

3～7 (略)

第五十条 (略)

第五目 費用の負担

第五十一条 (略)

(個別費用の負担)

第五十二条 裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件
が終了した場合(第五十六条第一項の規定により訴えの提起があ
ったものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した場合)
において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で
、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることがで
きる。

2・3 (略)

第六目 補則

(民事訴訟法の準用)

第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続について

当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができ
る。

3～7 (略)

第四十七条 (略)

第五目 費用の負担

第四十八条 (略)

(個別費用の負担)

第四十九条 裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件
が終了した場合(第五十二条第一項の規定により訴えの提起があ
ったものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した場合)
において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で
、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることがで
きる。

2・3 (略)

第六目 補則

(民事訴訟法の準用)

第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については

は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十七条、第九十一条第一項及び第二項、第二節、第一百六十六条並びに第一百八十八条を除く。）及び第七章、第二編第一章（第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十七条第二項及び第三項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十条並びに第四百四十三條から第四百四十六條までを除く。）、第三章（第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第五十八條、第一百五十九条第三項、第一百六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十二条まで、第二百五十三條第二項、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三條まで及び第二百六十六條を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三條第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。

（簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧）

第五十四条 簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧を請求することができる。

、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章（第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。）、第五章（第八十七条、第二節、第一百六十六条及び第一百八十八条を除く。）及び第七章、第二編第一章（第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十七条第二項及び第三項、第三十八條第一項、第三十九條、第四百四條並びに第四百四十三條から第四百四十六條までを除く。）、第三章（第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第五十八條、第一百五十九条第三項、第一百六十一条第三項及び第三節を除く。）、第四章（第七節を除く。）、第五章（第二百四十五条、第二百四十九條から第二百五十二条まで、第二百五十三條第二項、第二百五十四條、第二百五十五条、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第二百六十一条から第二百六十三條まで及び第二百六十六條を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編（第四百三條第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。

（新設）

(送達の特例)

第五十五条 第五十三条において準用する民事訴訟法第四百条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一・二 (略)

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十六条 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあつたときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体(当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者)を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十八条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2・3 (略)

(異議後の訴訟についての届出消費者の授権)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 届出消費者が第八項において準用する第三十四条第三項の規定

(送達の特例)

第五十一条 前条において準用する民事訴訟法第四百条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一・二 (略)

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十二条 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあつたときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体(当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者)を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2・3 (略)

(異議後の訴訟についての届出消費者の授権)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 届出消費者が第八項において準用する第三十一条第三項の規定

により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を進行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。

457 (略)

8 第三十四条第三項から第五項まで及び第三十五条の規定は、第一項の授権について準用する。

9 (略)

第五十八条 (略)

(異議後の判決)

第五十九条 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十六条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならない。ただし、届出債権支払命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十六条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならない。

により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を進行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。

457 (略)

8 第三十一条第三項から第五項まで及び第三十二条の規定は、第一項の授権について準用する。

9 (略)

第五十四条 (略)

(異議後の判決)

第五十五条 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならない。ただし、届出債権支払命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならない。

(訴えの取下げの制限)

第六十条 異議後の訴訟においては、訴えの取下げは、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え

第六十一条・第六十二条 (略)

(保全取消しに関する本案の特例)

第六十三条 第六十一条第一項の申立てに係る仮差押命令(以下単に「仮差押命令」という。)に関する民事保全法第三十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体がした共通義務確認の訴えの提起を本案の訴えの提起とみなす。

2 前項の共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき又は請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解によって同項の共通義務確認の訴えに係る訴訟が終了したときは、同項の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをすることができる期間及び当該特定適格消費者団体を当事者とする簡易確定手続又は異議後の訴訟が係属している間は、民事保全法第三十七条第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

(新設)

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え

第五十六条・第五十七条 (略)

(保全取消しに関する本案の特例)

第五十八条 第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令(以下単に「仮差押命令」という。)に関する民事保全法第三十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体がした共通義務確認の訴えの提起を本案の訴えの提起とみなす。

2 前項の共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。)によって同項の共通義務確認の訴えに係る訴訟が終了したときは、同項の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをすることができる期間及び当該特定適格消費者団体を当事者とする簡易確定手続又は異議後の訴訟が係属している間は、民事保全法第三十七条第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

3 民事保全法第三十八条及び第四十条の規定の適用については、
第六十一条第一項の申立てに係る仮差押えの手続の当事者である
特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る第一審裁
判所（当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁
判所）を本案の裁判所とみなす。

第六十四条（略）

第四節 補則

（訴訟代理権の不消滅）

第六十五条 訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定
適格消費者団体の第七十一条第一項に規定する特定認定が、第八
十条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第九十二条第一
項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたこと
によつては、消滅しない。

（手続の中断及び受継）

第六十六条 次の各号に掲げる手続の当事者である特定適格消費者
団体の第七十一条第一項に規定する特定認定が、第八十条第一項
各号に掲げる事由により失効し、又は第九十二条第一項各号若し
くは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その手
続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める

3 民事保全法第三十八条及び第四十条の規定の適用については、
第五十六条第一項の申立てに係る仮差押えの手続の当事者である
特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る第一審裁
判所（当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁
判所）を本案の裁判所とみなす。

第五十九条（略）

第四節 補則

（訴訟代理権の不消滅）

第六十条 訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適
格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十
四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一
項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたこと
によつては、消滅しない。

（手続の中断及び受継）

第六十一条 次の各号に掲げる手続の当事者である特定適格消費者
団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一
項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若
しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その
手続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定め

者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続（次号に掲げる簡易確定手続を除く。）又は仮差押命令に係る仮差押えの手続（仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。） 第九十三条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続（簡易確定決定があった後の手続に限る。）又は異議後の訴訟の手続 第九十三条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権を得た場合に限る。）又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権等に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第九十三条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

2・3 (略)

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十七条 共通義務確認訴訟に係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等と対象消費者との間に他の訴訟に係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 (略)

る者は、その手続を受け継がなければならない。

一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続（次号に掲げる簡易確定手続を除く。）又は仮差押命令に係る仮差押えの手続（仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。） 第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

二 簡易確定手続（簡易確定決定があった後の手続に限る。）又は異議後の訴訟の手続 第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権を得た場合に限る。）又は届出消費者

三 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第八十七条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体

2・3 (略)

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十二条 共通義務確認訴訟に係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に他の訴訟に係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 (略)

（対象消費者による訴えの提起等があったときの時効の完成猶予）
 第六十八条 次の表の上欄に掲げる場合において、同表の中欄に掲げる日から六月以内に、同表の下欄に掲げる対象債権について民法第四百七十七条第一項各号に掲げる事由があるときは、当該対象債権の時効の完成猶予に関しては、共通義務確認の訴えを提起し、又は民事訴訟法第四百三十三条第二項の書面を当該共通義務確認の訴えが係属していた裁判所に提出した時に、当該事由があったものとみなす。

（新設）

一 共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合	当該取下げの効力が生じた日	当該取り下げられた共通義務確認の訴えに係る対象債権
二 共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定した場合	当該裁判が確定した日	当該却下された共通義務確認の訴えに係る対象債権
三 第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が第十六条第一項の期間（同条	当該期間の満了の日	共通義務確認訴訟において認められた義務に係る対象債権

<p>第二項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長された期間。次号において同じ。 () 内に簡易確定手続開始の申立てをしなかつた場合</p>	<p>四 第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が第十六条第一項の期間内に簡易確定手続開始の申立てをしなかつた場合</p>	<p>五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ(届出期間満了後にされたものを除く。)の効力が生じた場合</p>
	<p>当該期間の満了の日</p>	<p>当該取下げの効力が生じた日</p>
	<p>当該和解において認められた義務に係る対象債権(第十五条第二項ただし書に規定する部分を除く。)</p>	<p>当該取り下げられた申立てに係る対象債権</p>

<p>六 第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（第十六条第一項又は第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合</p>	<p>当該裁判が確定した日</p>	<p>当該却下された申立てに係る対象債権</p>
--	-------------------	--------------------------

（共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

第六十九条（略）

2（略）

3 第一項の場合には、第五十六条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴え（当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたこと）によってその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。

第七十条（略）

（共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い）

第六十三条（略）

2（略）

3 第一項の場合には、第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴え（当該簡易確定手続開始決定の前提となつた共通義務確認訴訟の判決が取り消されたこと）によってその前提を欠くこととなる部分に限る。）を却下しなければならない。

第六十四条（略）

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等

(特定適格消費者団体の認定)

第七十一条 (略)

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二 (略)

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

3・4 (略)

5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権をした者(第八十二条第一項において単に「授権をした者」という。)の

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等

(特定適格消費者団体の認定)

第六十五条 (略)

2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)

二 (略)

三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務

3・4 (略)

5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権をした者(第七十六条において単に「授権をした者」という。)の意思を

意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができない。

一 (略)

二 第九十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

イ (略)

ロ 特定適格消費者団体が第九十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該特定適格消費者団体の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

(特定認定の申請)

第七十二条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

6 次のいずれかに該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができない。

一 (略)

二 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

イ (略)

ロ 特定適格消費者団体が第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該特定適格消費者団体の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

(特定認定の申請)

第六十六条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇六 (略)

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類（第九十九条第二項第七号及び第一百十条第一項において「財産目録等」という。）その他の経理的基礎を有することを証する書類

イ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第九十八条第一項及び第二項において単に「特定非営利活動法人」という。） 同法第二十七条第三号に規定する活動計算書

ロ 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条に規定する公益認定を受けている場合にあつては、内閣府令で定める書類）

八〇十一 (略)

第七十三条・第七十四条 (略)

(特定認定の有効期間等)

第七十五条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日における当

一〇六 (略)

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

(新設)

(新設)

八〇十一 (略)

第六十七条・第六十八条 (略)

(特定認定の有効期間等)

第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算し

該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2・3 (略)

4 第二項の有効期間の更新がされた場合における特定認定の有効期間は、当該更新前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して六年とする。

5 第三項の申請があつた場合において、当該有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の特定認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 (略)

7 第七十一条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第七十二条、第七十三条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。この場合において、第七十一条第四項第一号中「同じ。」とあるのは「同じ。」、被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務」と、第七十二条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、既に内閣総理大臣に添付して提出された書類と同一内容のものについては、その添付を省略することができると、同項第二号中「差止請求関係業務」とあるのは

て三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間(以下この項において単に「残存期間」という。)が三年より短いときは残存期間と同一の期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間とする。

2・3 (略)

(新設)

4 前項の申請があつた場合において、当該有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の特定認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 (略)

6 第六十五条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第六十六条、第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十六条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

「差止請求関係業務、被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第七十六条 特定適格消費者団体は、第七十二条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。次項において同じ。)と合併(特定適格消費者団体である法人が存続するものを除く。以下この条及び第八十条第一項第二号において同じ。)をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

(変更の届出)

第七十条 特定適格消費者団体は、第六十六条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体である法人及び特定適格消費者団体でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 第七十一条（第一項及び第二項を除く。）、第七十二条、第七十三条及び第七十四条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7・8 (略)

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人（適格消費者団体である法人に限る。次項において同じ。）に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体である法人及

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 第六十五条（第一項及び第二項を除く。）、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7・8 (略)

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第七十二条 (略)

2 (略)

3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人（適格消費者団体である法人に限る。）に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その譲渡

び特定適格消費者団体でない法人は、共同して、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 第七十一条（第一項及び第二項を除く。）、第七十二条、第七十三条及び第七十四条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7・8 (略)

第七十九条 (略)

(特定認定の失効)

第八十条 特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。

一 特定認定の有効期間が経過したとき（第七十五条第五項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき）。

二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十七条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき（同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき）。

三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない

の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 第六十五条（第一項及び第二項を除く。）、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7・8 (略)

第七十三条 (略)

(特定認定の失効)

第七十四条 特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。

一 特定認定の有効期間が経過したとき（第六十九条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき）。

二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十一条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき（同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき）。

三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない

法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十八条第三項の認可を経ずにされたとき（同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不可処分がされたとき）。

四・五 (略)

2 (略)

第二節 被害回復関係業務等

(特定適格消費者団体等の責務)

第八十一条 特定適格消費者団体は、対象消費者等の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2・3 (略)

4 特定適格消費者団体、適格消費者団体その他の関係者は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

5 (略)

(報酬)

第八十二条 (略)

2 共通義務確認訴訟において和解を行った特定適格消費者団体は、当該和解に係る消費者との間で締結する契約（簡易確定手続授

法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十二条第三項の認可を経ずにされたとき（同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不可処分がされたとき）。

四・五 (略)

2 (略)

第二節 被害回復関係業務等

(特定適格消費者団体等の責務)

第七十五条 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

4 (略)

(報酬)

第七十六条 (略)

(新設)

権契約及び訴訟授権契約を除く。)で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

第八十三条 (略)

(他の特定適格消費者団体への通知等)

第八十四条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨、その内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第六十一条第一項の申立てをしたとき。

二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第六十一条第一項の申立てについての決定の告知があつたとき。

三〇七 (略)

八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。

九・十 (略)

(削る)

第七十七条 (略)

(他の特定適格消費者団体への通知等)

第七十八条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 共通義務確認の訴えの提起又は第五十六条第一項の申立てをしたとき。

二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第五十六条第一項の申立てについての決定の告知があつたとき。

三〇七 (略)

(新設)

八・九 (略)

十 第二十五条第一項の規定による通知をしたとき。

十一 第二十六条第一項、第二項前段又は第三項の規定による公告をしたとき。

十二 第二十七条第一項の規定による通知をしたとき。

十三 (略)

2 (略)

第八十五条～第八十七条 (略)

(情報の提供)

第八十八条 特定適格消費者団体は、消費者の財産的被害等の回復に資するため、対象消費者等に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第八十九条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和解に基づく義務の履行として金銭その他の財産上の利益を受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決（確定判決と同一の効力を有

十一 第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定による公告をしたとき。

(新設)

十二 (略)

2 (略)

第七十九条～第八十一条 (略)

(情報の提供)

第八十二条 特定適格消費者団体は、対象消費者の財産的被害の回復に資するため、対象消費者に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(財産上の利益の受領の禁止等)

第八十三条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和解に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決（確定判決と同一の効力を有

するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第六十一条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ。
。又は第五十一条第三項若しくは第五十二条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用（簡易確定手続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

三（略）

2| 特定適格消費者団体は、対象消費者等又は第九十八条第二項に規定する消費者団体訴訟等支援法人に前項第一号に規定する義務の履行として金銭その他の財産上の利益を受けさせる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

3| 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者に受けさせてはならない。

（削る）

するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第五十六条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ。
。又は第四十八条第三項若しくは第四十九条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用（簡易確定手続の費用、和解の費用及び調停手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

三（略）

（新設）

2| 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3| 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせて

4 (略)

第九十条 (略)

第三節 監督

(適合命令及び改善命令)

第九十一条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第七十一条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第七十一条第六項第三号に該当するに至つたと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定認定の取消し等)

はならない。

4 (略)

第八十四条 (略)

第三節 監督

(適合命令及び改善命令)

第八十五条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至つたと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定認定の取消し等)

第九十二条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第七十五条第二項の有効期間の更新又は第七十七条第三項若しくは第七十八条第三項の認可を受けたとき。

二 第七十一条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第七十一条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しのほか、特定適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行つたと認められるとき。

二 第八十九条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第九十九条第三項の規定に違反したとき。

3 特定適格消費者団体が、第八十四条第一項の規定に違反して同

第八十六条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたとき。

二 第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しのほか、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行つたと認められるとき。

二 第八十三条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

三 当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第八十三条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

3 特定適格消費者団体が、第七十八条第一項の規定に違反して同

項の通知又は報告をしないで、共通義務確認の訴えに関し、同項第七号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該特定適格消費者団体について前項第一号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

4 (略)

(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

第九十三条 被害回復裁判手続(第二条第九号ロに規定する民事執行の手続を除く。)の当事者である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続(特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。)において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

2 第十三条に規定する特定適格消費者団体に係る特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、第十三条に規定する特定適格消

項の通知又は報告をしないで、共通義務確認の訴えに関し、同項第七号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該特定適格消費者団体について前項第一号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

4 (略)

(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

第八十七条 被害回復裁判手続(第二条第九号ロに規定する民事執行の手続を除く。)の当事者である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続(特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。)において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

2 第十四条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなればならない特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているとき

消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、同条に規定する特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。

3 対象債権等に係る債務名義を取得した特定適格消費者団体又はその民事執行法第二十三条第一項第三号に規定する承継人である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、同法第二十三条第一項第三号に規定する承継人となるべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（以下この項及び次項において「指定特定適格消費者団体」という。）について、特定認定が、第八十条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による指定は、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続をその指定前に追行していた

は、内閣総理大臣は、第十四条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、同条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。

3 対象債権に係る債務名義を取得した特定適格消費者団体又はその民事執行法第二十三条第一項第三号に規定する承継人である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、同法第二十三条第一項第三号に規定する承継人となるべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体（以下この項及び次項において「指定特定適格消費者団体」という。）について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による指定は、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続をその指定前に追行していた

者に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたことを理由として取り消すことができない。

一 特定認定の取消処分、特定認定の有効期間の更新拒否処分若しくは第七十七条第三項の合併若しくは第七十八条第三項の事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この号において「特定認定取消処分等」という。）が取り消され、又は特定認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決が確定したとき。

二 (略)

6～8 (略)

9 第一項から第三項までの規定による指定がされたときは、特定適格消費者団体であった法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となった事件について、対象消費者等のために保管する物及び被害回復関係業務に関する書類を移管し、その他被害回復関係業務をその指定を受けた特定適格消費者団体に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならぬ。

第四節 補則

(消費者契約法の特例)

第九十四条 特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法

者に次のいずれかに掲げる事由が生じたことを理由として取り消すことができない。

一 特定認定の取消処分、特定認定の有効期間の更新拒否処分若しくは第七十一条第三項の合併若しくは第七十二条第三項の事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この号において「特定認定取消処分等」という。）が取り消され、又は特定認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決が確定したとき。

二 (略)

6～8 (略)

9 第一項から第三項までの規定による指定がされたときは、特定適格消費者団体であった法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となった事件について、対象消費者のために保管する物及び被害回復関係業務に関する書類を移管し、その他被害回復関係業務をその指定を受けた特定適格消費者団体に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならぬ。

第四節 補則

(消費者契約法の特例)

第八十八条 特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条第二	(削る)		第二十九条第一 項
差止請求関係業務	(削る)	、差止請求関係業務	その行う差止請求関係業務
差止請求関係業務及	(削る)	、差止請求関係業務及び被害回復関係業務	その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第七十一条第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条第三	第三十一条第二 項		第二十九条第一 項
差止請求関係業務	差止請求関係業務その他の業務がこの法律	、差止請求関係業務	その行う差止請求関係業務
差止請求関係業務及	差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法	、差止請求関係業務及び被害回復関係業務	その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)

項第七号		び被害回復関係業務
(略)	(略)	(略)

(削る)

(判決等に関する情報の公表)

第九十五条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第八十四条第一項（第一号及び第七号に係る部分を除く。）の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）の概要、簡易確定手続開始決定の概要、第二十六条第一項、第二項前段及び第三項の規定による公告の概要、第二十七条第一項の規定による通知の概要、当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2・3 (略)

項第七号		び被害回復関係業務
(略)	(略)	(略)

(官公庁等への協力依頼)

第八十九条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第九十条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被害の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第七十八条第一項（第一号及び第七号を除く。）の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）の概要、当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2・3 (略)

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十六条 (略)

第九十七条 (略)

(削る)

第四章 消費者団体訴訟等支援法人

第一節 消費者団体訴訟等支援法人の認定等

(消費者団体訴訟等支援法人の認定)

第九十八条 内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるもの(適格消費者団体である法人を除く。)を、その申請により、次項に規定する業務(以下この章及び第百十七条第二項第二号において「支援業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十一条 (略)

第九十二条 (略)

(権限の委任)

第九十三条 内閣総理大臣は、この章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 二 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動の実績が相当程度あること。
 - 三 支援業務の実施に係る組織、支援業務の実施の方法、支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
 - 四 支援業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
 - 五 支援業務以外の業務を行うことによつて支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2 | 前項の規定による認定（以下この章及び第一百七十七条第一項において「支援認定」という。）を受けた特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「消費者団体訴訟等支援法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。
 - 二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、相手方通知その他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。
-

-
- 三| 被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。
- 四| 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。
- イ| 第九十五条第一項及び第二項の規定による公表
- ロ| この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務
- 3| 第一項第三号の業務規程には、支援業務の実施の方法、支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。
- 4| 次の各号のいずれかに該当する者は、支援認定を受けることができない。
- 一| この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人
- 二| 第百十三条第一項各号に掲げる事由により支援認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人
- 三| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年
-

法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその事業活動に従事させ、又はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他の消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 消費者団体訴訟等支援法人が第百十三条第一項各号に掲げる事由により支援認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該消費者団体訴訟等支援法人の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等

(支援認定の申請)

第九十九条 前条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請

書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 支援業務を行うおうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一 定款

二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を相
当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類

三 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活
動及び広報活動に係る事業の実績が相当程度あることを証する
書類

四 支援業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
を証する書類

五 業務規程

六 役員名簿（役員及び職員の氏名、その役職その他内閣府令
で定める事項を記載した名簿をいう。第百十条第二項第三号に
おいて同じ。）

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理的基礎を有
することを証する書類

八 前条第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

九 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概

（新設）

要を記載した書類

十 其他内閣府令で定める書類

(支援認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第百条 内閣総理大臣は、支援認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号（第八号及び第十号を除く。）に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 内閣総理大臣は、支援認定の申請をした者について第九十八条第四項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(支援認定の公示等)

第百一条 内閣総理大臣は、支援認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該消費者団体訴訟等支援法人の名称及び住所、支援業務を行う事務所の所在地並びに当該支援認定をした日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、消費者団体訴訟等支援法人である旨を、支援業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 消費者団体訴訟等支援法人でない者は、その名称中に消費者団

(新設)

(新設)

体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(変更の届出)

第百二条 消費者団体訴訟等支援法人は、第九十九条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号、第三号及び第十号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第百三条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併(消費者団体訴訟等支援法人である法人が

(新設)

(新設)

存続するものを除く。以下この条及び第百六条第一号において同じ。）をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴訟等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継しているものとみなす。

6 第九十八条（第二項を除く。）、第九十九条、第百条及び第百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 消費者団体訴訟等支援法人である法人は、消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内

閣総理大臣に届け出なければならない。

- 8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第百四条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

- 2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴訟等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請を

(新設)

しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継しているものとみなす。

6 第九十八条（第二項を除く。）、第九十九条、第一百条及び第一百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 消費者団体訴訟等支援法人である法人は、消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（解散の届出等）

第一百五十五条 消費者団体訴訟等支援法人が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人

（新設）

- 二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
清算人
 - 三 支援業務を廃止した場合 法人の代表者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(支援認定の失効)

第百六条 消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、支援認定は、その効力を失う。

- 一 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併をした場合において、その合併が第百三条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき（同条第五項に規定する場合にあつては、その合併の不認可処分がされたとき）。

二 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第百四条第三項の認可を経ずにされたとき（同条第五項に規定する場合にあつては、その譲渡の不認可処分がされたとき）。

三 消費者団体訴訟等支援法人が前条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。

第二節 支援業務等

(新設)

(新設)

(秘密保持義務)

第七七条 消費者団体訴訟等支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(新設)

(業務の範囲及び区分経理)

第七八条 消費者団体訴訟等支援法人は、その行う支援業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、支援業務以外の業務を行うことができる。

(新設)

2 消費者団体訴訟等支援法人は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 支援業務
- 二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三節 監督

(新設)

(帳簿書類の作成及び保存)

第七九条 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(新設)

(財務諸表等の作成、備置き及び提出)

第百十條 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録等及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第四号及び第百二十二条第十一号において「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 消費者団体訴訟等支援法人の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款

二 業務規程

三 役員名簿

四 財務諸表等

五 経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

六 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

3 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、前項第三号及び第四号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第百十一條 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、消費者団体訴訟等支援法人に対し、その業務若しくは経

(新設)

(新設)

理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、消費者団体訴訟等支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第一百二十二条 内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人が、第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、消費者団体訴訟等支援法人が第九十八条第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき、消費者団体訴訟等支援法人又はその役員若しくは職員が支援業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他消費者団体訴訟等支援法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべ

(新設)

きことを命ずることができる。

(支援認定の取消し等)

第百十三条 内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人について

、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、支援認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により支援認定又は第百三条第三項若しくは第百四条第三項の認可を受けたとき。

二 特定非営利活動促進法第四十三条第一項又は第二項の規定により設立の認証を取り消されたとき。

三 第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき。

四 第九十八条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

五 支援業務の実施に関し、対象消費者等の利益に著しく反する行為をしたと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき^一。

2 | 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により支援認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(新設)

第五章 雑則

(官公庁等への協力依頼)

第百十四条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(権限の委任)

第百十五条 内閣総理大臣は、前二章及び前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第六章 罰則

第百十六条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続開始の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行

(新設)

(新設)

(新設)

第四章 罰則

第九十四条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行の申

の申立て又は第六十一条第一項の申立てをしないこと又はしなかつたこと。

二 第三十四条第一項又は第五十七条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたること。

三 (略)

25 (略)

第一百七十七条 偽りその他不正の手段により特定認定、第七十五条第二項の有効期間の更新、第七十七条第三項、第七十八条第三項、第一百三十三条第三項若しくは第一百四十三条第三項の認可又は支援認定を受けたときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第一百七十七条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条第一項(第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項において準用する場合を含む。)若しくは

立て又は第五十六条第一項の申立てをしないこと又はしなかつたこと。

二 第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたること。

三 (略)

25 (略)

第九十五条 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第八十条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第一項(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)の申請書

第九十九条第一項（第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七十二条第二項各号（第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第九十九条第二項各号（第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十四条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

三 第百一条第三項の規定に違反して、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

四 第九十九条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

五 第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管

又は第六十六条第二項各号（第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第六十八条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。

（新設）

（新設）

（新設）

第九十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管

理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六條、第一百十七條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 (略)

第一百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十五條の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者
- 二 第三十六條第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者
- 三 第三十六條第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第一百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六條第一項、第二項前段若しくは第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者
- 二 第二十六條第二項前段若しくは第二十七條第一項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

第一百二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第九十四條、第九十五條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 (略)

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十四條の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者
- 二 第三十三條第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約の締結を拒んだ者
- 三 第三十三條第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十五條第一項若しくは第二十六條第三項前段の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者
- 二 第二十六條第一項、第三項前段若しくは第四項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

第一百條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料

の過料に処する。

- 一 第五十七条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者
- 二 第五十七条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者
- 三 第七十四条第二項又は第一百一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 第七十六条、第七十七条第二項若しくは第七項、第七十八条第二項若しくは第七項、第七十九条第一項、第一百二条、第一百三十二条若しくは第七項、第一百四十二条第二項若しくは第七項又は第一百五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第八十四条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
- 六 第八十五条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者
- 七 第八十七条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
- 八 第九十三条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者
- 九 第九十六条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
- 十 第九十七条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

に処する。

- 一 第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者
- 二 第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者
- 三 第六十八条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 第七十条、第七十一条第二項若しくは第七項、第七十二条第二項若しくは第七項又は第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
- 六 第七十九条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者
- 七 第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
- 八 第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者
- 九 第九十一条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
- 十 第九十二条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

- 十一 第一百十条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者
- 十二 第一百十条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者
- 十三 第一百十条第三項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

(新設)

(新設)

(新設)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇五十の二（略）</p>	<p>五十の三 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定</p>	<p>認定件数</p>
	<p>消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）</p>		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇五十の二（略）</p>	<p>五十の三 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定</p>	<p>認定件数</p>
	<p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事的裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第</p>		

<p>第七十一条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）</p>	<p>五十一～百六十（略）</p>
---	-------------------

<p>六十五条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）</p>	<p>五十一～百六十（略）</p>
--	-------------------

		改 正 後	改 正 前
項	上 欄	<p>（申立ての手数料）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）<u>第四十九條第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者</u>）は、訴えを提起する場合の<u>手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六條第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>	<p>（申立ての手数料）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）<u>第四十六條第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者</u>）は、訴えを提起する場合の<u>手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二條第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>
項	下 欄		
項	上 欄		
項	下 欄		

一〇一五 の二	(略)	(略)
一六	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産	千円

一〇一五 の二	(略)	(略)
一六	イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産	千円

(略)	九 一七〇一	一六の二	
	(略)	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出	ロ (略) 的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）
	(略)	一個の債権につき千円	

(略)	九 一七〇一	一六の二	
	(略)	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条第二項の債権届出	ロ (略) 的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）
	(略)	一個の債権につき千円	

改正後	改正前
<p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定適格消費者団体（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）<u>第二条第十号</u>に規定する特定適格消費者団体という。）が行う同法第六十一条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。</p> <p>八 （略）</p>	<p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）<u>第二条第十号</u>に規定する特定適格消費者団体という。）が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。</p> <p>八 （略）</p>